

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

昭和四十六年埼玉県告示第千六百四十六号（水質の汚濁に係る環境基準の類型を
あてはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

表の備考一中「別表2の1の(1)の表」を「別表2の1の(1)のアの表」に改め、同
表の備考二中「こえる」を「超える」に改める。